

ケアハウス「シャロン」管理規程

この規定は、ケアハウス入居者契約書(以下「入居契約書」という。)第4条(管理規程)に基づき定められたもので、ケアハウス「シャロン」(以下「ホーム」という。)及び入居者がその適用を受ける。

第1条(目的)

この規定は当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円満な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

第2条(管理運営方針)

当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅である事を踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住み良い環境を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

第3条(定員)

当施設の定員は50名とする。

第4条(利用資格)

1. 年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
2. 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
3. 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で協同生活に適応できる者。
4. 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
5. 生活費に当てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

第5条(職員及び職務)

ホームは、国の定める「軽費老人ホーム設置運営規定」に示された所定の職員を配置し職員は当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

第6条(入居)

1. 入居を希望するものは、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。
 - (1) 入居申込書
 - (2) 住民票
 - (3) 所得証明書
 - (4) 身元保証人届
 - (5) 健康診断書
2. 設置者は、入居者申込者の入居の可否について判断し、入居の申込みがあった日から30日以内に入居の可否について連絡をするものとする。
3. 入居にあたって、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、又、契約書に付随して、本管理規程についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

第7条(利用料)

1. 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を翌月分として、毎月25日までに施設長の指定する方法で支払うものとする。
2. 入居又は退去にともなって、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割計算によって精算する。
3. 利用料の支払方法は、自動引き落とし、振込み、現金によるいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定するものとする。
4. 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

第8条(保証金)

1. 入居者は施設への入所時に保証金30万円を納入しなければならない。
2. 保証金は、入居者が施設を退所するときに、入居者に返還するものとする。この場合において返還する保証金には、利息は付加しないものとする。

第9条(専用居室)

1. 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
2. 居室においては、ローソク、線香、コンロ、ストーブ等の火気類の使用を安全面から禁じる。

第 10 条(共用施設・設備)

1. 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長と入居者との間で協議の上決定するものとする。
2. 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
3. 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

第 11 条(相談、助言)

施設職員は、入居者からの生活全般の問題の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う、また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に助言を行うものとする。

第 12 条(食事の提供)

1. 施設は、入居者に対して、毎日栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を 3 食提供するものとする。
2. 食事の時間は次の通りとする。
 - (1) 朝 食 8 時～9 時
 - (2) 昼 食 12 時～13 時
 - (3) 夕 食 18 時～19 時
3. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
4. 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか、自分の管理の元に運搬をし、かつ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事を取ることは差し支えない。
5. 毎月の予定メニューを前月末迄に明示するものとする。

第 13 条(入浴準備)

1. 入浴は隔日以上とし、施設職員が入浴の準備を行う。
2. 入浴の時間は 13 時から 18 時までとする。
3. 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
4. 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合には、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

第 14 条(緊急時の対応)

1. 入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求め

ることができるものとする。

2. 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
3. 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共にその緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

第 15 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

1. 事故が発生した場合の対応や、報告方法等が記載された事故対策・防止のための指針を整備し、職員に周知徹底する。
2. 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

第 16 条(在宅サービス等の利用)

1. 施設は入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。
2. 前項の場合、利用はあくまでも入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任を負わない。
3. 第 1 項に伴う費用は入居者自身の負担とする。

第 17 条(自主活動への協力)

1. 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。
2. 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
3. 第 1 項に関して、施設職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

第 18 条(保健衛生)

1. 入居者の定期健康診断は年 1 回以上行い、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮することとする。
2. 入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
3. 入居者に対し随時保健衛生知識の普及を行うものとする。
4. 施設は、当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(2) 感染症や食中毒の予防・蔓延防止の対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催する事とし、その結果について職員へ周知徹底を図ること。

(3) 施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的（年 2 回以上）に実施すること。

第 19 条(外泊)

外泊する時は、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

第 20 条(部外者の利用)

1. 外来者客を宿泊させる時は、予め施設長に届けるものとする。

2. 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合には、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相談の上、その期間を定める。

3. 希望する日の 1 日前までに施設長に届け出れば、外来に対しても食事を提供するものとする。但し、実費として別途定める食事代を負担する。

第 21 条（虐待防止に関する事項）

1. 施設は入居者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的研修（年 2 回以上）を実施すること。

(2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること。

(3) その他虐待防止のために必要なこと。

2. 施設は、サービス提供中に当施設従事者又は擁護者（入居者の家族等現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第 22 条（身体的拘束等）

施設は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当施設入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

1. 施設は、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2. 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上

開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底

を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

第23条（サービス利用にあたっての禁止事項）

施設は、職場においてもハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りをめざしていくものとする。また、ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築く事が出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあり得る。

第24条（災害、非常時への対応）

1. 消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。
2. 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせる。

第25条（業務継続計画の策定等）

1. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年2回以上）を実施する。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第26条（小動物の飼育）

入居者は、施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類等以外の動物の飼育をすることができる。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す。

第27条（政治・宗教活動の禁止）

1. 当施設は、一切の政治活動及び宗教活動を行わない。
2. 入居者は専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。又、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

第 28 条(入居者心得)

1. 施設は、別に定める入居者が守るべき入居心得を入居者に配付し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。
2. バルコニーは他の入居者のプライバシーに充分注意して利用すること。
3. テレビ・ラジオ等音響機器等の夜間における使用は他の入居者の迷惑とならないようボリュームを落として利用すること。
4. 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に現状に復するものとする。この時の必要な費用は入居者が負担するものとする。

第 29 条(協力病院の連携)

1. 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ入居者が医療を必要とした際に掲げる要件を満たす協力医療機関を定める事とする。
 - (1) 入居者の病状が急変した場合において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
2. 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を都道府県知事に届出る。
3. 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能になった場合においては、再び当該施設に速やかに入居させることができるように努める。
4. あらかじめ入居者が歯科治療を必要とした際に連携協力すべき歯科医療機関を定める事とする。
5. 提携医療機関に関しては、医療法人社団土合会 渡辺病院とする。

第 30 条(記録の整備)

施設はこの事業を行うため、ケース記録・入居者の負担金・収納簿・その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第 31 条(掲示)

施設は、施設内の見やすい場所に運営規程の内容、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。また、施設は運営規程等の重要事項をウェブサイトに掲載する。

第 32 条(改正の手続き)

この規程を改正、廃止しようとするときは、入居者の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成9年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。